

令和 3 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 付議案件について | 1 |
| 1. その他 | 4 |

令和 3 年 1 0 月 1 3 日 (水曜日)

議会運営委員会会議録

議会事務局次長 増田智郁君

令和3年10月13日 水曜日
午後3時52分開議
午前4時14分閉議（実時間22分）

○記録担当書記 島田義信君
馬淵宗徳君

（午後3時52分 開会）

○本日の会議に付した案件

1. 付議案件について

- (1) 委員会付託
- (2) 市長追加提出予定議案
- (3) その他

1. その他

- (1) 議場等におけるタブレット端末の持ち込みについて
- (2) 八代市議会タブレット端末使用要領について

○本日の会議に出席した者

委員長 橋本幸一君
副委員長 増田一喜君
委員 上村哲三君
委員 大倉裕一君
委員 金子昌平君
委員 田方芳信君
委員 谷川登君
委員 谷口徹君
委員 古嶋津義君
委員 山本幸廣君
議長 成松由紀夫君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務企画部長 稲本俊一君
議会事務局長 岩崎和也君

○委員長（橋本幸一君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎付議案件について

○委員長（橋本幸一君） それでは、次にまず、1、付議案件についてを議題とし、(1) 委員会付託の(イ) 議案11件について説明を求めます。

○議会事務局長（岩崎和也君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会事務局岩崎です。どうぞよろしくお願ひします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（岩崎和也君） それでは、1、付議案件の(1) 委員会付託(イ) の議案11件について御説明いたします。

御手元の委員会付託表、議案を御覧いただきたいと思ひます。

今回の委員会の付託予定案件は、決算議案3件、予算議案1件、事件議案2件、条例議案5件の合計11件でございます。

まず、文教福祉委員会へは、議案第108号の予算議案1件でございます。

次に、建設環境委員会へは、議案第107号の決算議案1件、議案第108号の予算議案1件、議案第115号の条例議案1件、以上、計3件でございます。

次に、経済企業委員会へは、議案第105号、106号の決算議案2件、議案第108号の予算議案1件、以上、計3件でございます。

最後に、総務委員会へは、議案第108号の

予算議案1件、議案第109号、110号の事件議案2件、議案第111号、112号、113号、114号の条例議案4件、以上、計7件でございます。

なお、議案第108号につきましては、次ページ以降にそれぞれの歳入の文言事項及び歳出の款項目別の付託表を添付いたしておりますので御覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようでございますので付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、お手元の付託表のとおり、ございますね。（「はい」と呼ぶ者あり）その審査を各常任委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（ロ）請願・陳情について説明を求めます。

○議会事務局長（岩崎和也君） 続きまして、（ロ）の請願・陳情について御説明申し上げます。

定例会開会翌日の10月5日の午後5時までに受理いたしました請願・陳情は、坂本町被災者・支援者の会から、坂本町に一日も早く、診療所の開設を求めることについての請願書が提出されております。

また、9月22日の議会運営委員会でも申し上げておりましたが、全国市議会議長会から、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税

財源の充実を求める意見書の提出についての議決の要請が参っております。

なお、委員会へ参考送付分といたしまして、協議事項レジュメに記載のとおり2件を受理いたしましたので、前回報告の6件と合わせまして8件、担当委員会に参考まで送付させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま請願・陳情について説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、委員会への付託はどのようにいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） 委員会付託でお願いしたいと思います。委員長の腹案があれば。

○委員長（橋本幸一君） それでは、委員会付託ということでございますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、委員会付託ということで、御手元の別紙に基づき決定したいと思います。

いかがいたしましょうか、委員会付託先は。

（「付託でお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員（大倉裕一君） 委員長の腹案でお願いします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、請願第1号については、担当課が健康福祉部健康福祉政策課ですので、文教福祉委員会になろうかと思いますが、この取扱いでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり） よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、文教福祉委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、先ほど事務局より説明がありましたとおり、全国市議会議長会から、コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての議決の要請が参っておりますので、その審査については総務委員会に委ねることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（２）市長追加提出予定議案１件について説明を求めます。

○総務企画部長（稲本俊一君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部の稲本でございます。よろしくお願いたします。（「お願いたします」と呼ぶ者あり）着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総務企画部長（稲本俊一君） それでは、配付しております令和３年９月定例会提出予定議案一般質問最終日提出予定を御覧ください。ございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

明日、追加提出を予定しております事件議案１件について御説明いたします。

議案第１１６号は、訴訟上の和解についてでありまして、令和２年３月に発生した消防団の積載車の事故に係る求償金請求事件に関して和解することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事件の概要といたしましては、八代市内において、市所有の消防団が使用する積載車が、敷地から左折して直線道路に進入し、左折をほぼ完了させていたところ、直線道路を後方から走行してきた車両Ａが積載車の右後方部に衝突しました。この衝突により、車両Ａは対向車線に押し出され、対向車線を走行していた車両Ｂに

も衝突しました。

その後、本件事件について、相手方加入の保険会社と本市加入の共済会による話し合いが持たれましたが、過失割合が決まらず、相手方加入の保険会社が八代市を被告として、また、本市加入の共済会が車両Ａの運転手を被告として、車両の修理費用等の支払いを求めて、それぞれ八代簡易裁判所に提訴していました。

そのような中、八代簡易裁判所から相手方の過失割合を９５％とする和解案が示され、相手方もこれを受け入れることとなりましたことから、和解することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上が、明日、一般質問最終日に追加提出を予定しております事件議案１件でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、市長追加提出予定議案１件についての委員会付託について協議いたしますが、付託はいかがいたしましょうか。いかがいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） できましたら委員会付託でお願いしたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） それでは、お諮りいたします。

市長追加提出予定議案１件については、委員会付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

付託表を配付させます。

（書記、付託表配付）

○委員長（橋本幸一君） それでは、委員会の付託先について説明を求めます。

○議会事務局長（岩崎和也君） それでは、市長追加提出予定議案１件の委員会の付託先につ

いて御説明申し上げます。

ただいま配付いたしました委員会付託表、追加議案を御覧いただきたいと思っております。

総務委員会に、議案第116号の関係分の事件議案1件でございます。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、それでは、この審査を総務委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

○委員長（橋本幸一君） 次に、（3）その他について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

○委員長（橋本幸一君） 次に、2、その他、（1）議場等におけるタブレット端末の持込みについて協議いたします。

ここで、議長より諮問事項がございます。

○議長（成松由紀夫君） それでは、本件につきまして、令和3年12月定例会より、ペーパーレス化による議会運営を目的に、これまで協議され、タブレット端末を導入することを御決定いただいております。

そこで、現在、本会議場をはじめとする議会での公式会議への電子機器の持込みについては、報道関係者等に限って議会の先例に明記されておりますが、議員及び執行部による持込みについては明記されておられません。

そこで、本日の各派代表者会において、先例

に「議場または委員会の会議室に入る者は、情報通信端末機器（議長が指定するタブレット型端末に限る）を持ち込むことができる。ただし、会議中は議事及び審査に必要な範囲を超えて使用してはならない」という文言を追加するとの協議がなされております。

よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、ただいま議長からの諮問事項を踏まえ、本件の取扱いはいかがいたしましょうか。どなたか、この件について、せんだっての代表者……。

○委員（大倉裕一君） もう各派代表者会の確認事項のとおりでいいと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、議場等におけるタブレット端末の持込みについては、議員及び執行部が会議中、議場または委員会の会議室へタブレット端末の持込みができるよう、先例に文言を加筆することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（2）八代市議会タブレット端末使用要領について説明を求めます。

○議会事務局長（岩崎和也君） それでは、（2）八代市議会タブレット端末使用要領について御説明させていただきます。

資料のほうは、八代市議会タブレット端末使用要領というのを、御手元にあるかと思しますので御覧いただきたいと思っております。

本件につきましては、正副議長の指示によりまして、タブレット端末の使用するに当たっての運用方針について作成させていただきましたので、その内容について御説明させていただきます。

まず第1条は、八代市議会の会議、その他の議員活動におけるタブレット端末の使用及び会議システムについて必要な事項を定めるということを目的としております。

次に、第2条は、用語の定義について定められておりまして、別表1に記載しておりますので後ほど御覧いただければというふうに思います。

次に、第3条は、タブレット端末等を使用できるものは、市議会議員及び議会事務局職員及び議長が許可した者とするとして定めております。

次に、第4条は、議会の活動に供するため、議長がタブレット端末を議員さんに貸与するものです。他人に貸してはならず、議員でなくなった場合は、議長に返却することと定めております。

次に、第5条では、タブレット端末の貸与を受けるに当たり、様式第1号の誓約書を議長に提出しなければならないと定めておりまして、そこで、様式第1号の誓約書を御覧いただきたいと思います。5枚目にあるかと思っておりますけれども。

誓約書の内容につきましては、次のことを厳守していただくよう示しております。

一つ、八代市議会タブレット端末使用要領を遵守し、議会ペーパーレス化の趣旨に即して使用します。

一つ、有料のサイトその他の利用により、八代市にその料金が請求される利用はいたしません。もし請求があった場合は、その費用を負担します。

一つ、会議中においては、端末機は音声を発しない状態で使用するものとし、会議に必要な資料のダウンロード、語句の検索を除きインターネットを使用いたしません。

一つ、データ通信量には、1月当たりの使用制限があることを念頭に、インターネット等の通信を行います。

一つ、従前の議案書等の取扱いと同様に、個

人情報の含まれるデータは特に慎重に取り扱い、議員及び職員以外の第三者に漏れることがないようにし、議員の職を退いた後も同様の取扱いとします。

誓約書については以上でございます。

それでは、要領のほうにお戻りいただきたいと思っております。

次に、第6条につきましては、貸与されたタブレット端末について自己の責任において適正に管理するものとし、盗難、紛失、破損及び動作の不具合等の故障が発生した場合、速やかに議長に報告を行うこととし、再貸与及び修理に係る費用を実費弁償するものと定めております。

次に、第7条では、タブレット端末は次の目的以外に使用してはならないと定めております。

- 1、議案及び議案に関する資料の閲覧。
- 2、会議中または会議の前後に請求された資料の閲覧。
- 3、行政視察等における資料の閲覧。
- 4、議会事務局との情報伝達。
- 5、議会活動における情報収集。
- 6、上記に掲げるもののほか、会議等に必要資料の閲覧とされております。

なお、詳細につきましては別表2に定めてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

タブレット端末につきましては、議会活動にお使いいただくために議員さん方に貸与するものでありますので、政党本来の活動や選挙活動等に使用することができないということになっておりますので御承知申し上げます。

また、第2項では、別表2の制限を違反したときは、議長または会議の長から注意喚起を行い、再度の注意でも違反が改められない場合はタブレット端末の使用を停止することができることと定めております。

次に、第8条におきましては、市の情報及びセキュリティ保全に積極的に協力するとともに、ウイルス感染または個人情報の漏えいがあった場合は、速やかに様式3号により議長に報告するとともに、必要な措置を講じることと定めております。

次に、第9条におきましては、議長及び職員はタブレット端末等の管理を行うこととし、議員が閲覧したデータ及び通信料等を確認できる権限を持つとされておりますが、第10条におきまして、使用者の同意がある場合、あるいは違法性阻却事由がある場合に限りと定めております。このことは、議員さんが万が一、タブレット端末等を紛失などの非常時に、議員さんの同意があった場合に限り、情報が漏えいしないよう遠隔でタブレットを使えなくし、初期化等を実施するものであり、本人の承諾がない限り、議長及び職員が個人情報等について確認することはできないと定めております。

最後に、第11条におきましては、この要領に定めるもののほか、タブレット端末等の使用に関する疑義や問題については、各派代表者会及び議会運営委員会で協議、決定するものと定められております。

以上、八代市議会タブレット端末使用要領についての説明とさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま事務局から説明がございましたが、何か御意見等はございませんか。ございませんか。

○委員（古嶋津義君） 第6条のですよ、下のほうに行くばってん、動作の不具合等の故障が発生した場合は修理にかかる費用を実費弁償すると書いてありますが、機械本来が不具合、故障したときも実費弁償でしょうか。

○議会事務局次長（増田智郁君） こんにちは。今、第6条につきまして、端末管理で故障に係る修理ということでございますので、故障の度合いですとか、どういった場合でというよ

うなところをですね、個々に判断をさせていただいて、契約の内容とも見比べさせていただいて、そのときの判断になろうかというふうに思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、ないようでございますので、本件については、閉会日であります10月の22日、本会議終了後の全員協議会において全議員に周知したいと思いますので御承知お祈りいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ほかになければ、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午後4時14分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年10月13日

議会運営委員会

委員長